

－ 審査事務規程の一部改正について（第 74 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 7 月 31 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 低速で走行するときに車両付近の障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-73 他]
 - 車両後退表示投影装置に係る基準新設に伴い、審査方法等を規定します。[6-90 の 2 他]
 - 任意で備える車両の周辺を確認するカメラとモニタについて、歩行者等の保護に関する要件を設けられたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-106 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347